

受入れできない廃棄物の具体例について

下記の廃棄物は、持ち帰っていただきます。

一般廃棄物に該当する廃棄物

管理型最終処分場に埋め立てる廃棄物

水面に浮く廃棄物

- ・発泡スチロール

液状の廃棄物

- ・廃液、廃酸、廃アルカリ、廃油等

著しい臭気を発するもの、飛散する廃棄物

- ・動植物性残さ（動物の死体・草・藁など）
- ・粉物質

有害物質を含むもの、含むおそれのあるもの

- ・廃塗料
- ・家電製品（テレビ・洗濯機・エアコン・冷蔵庫・乾燥機・照明器具など）および、その破砕物
- ・電子回路プリント基板
- ・太陽光パネル
- ・中身が十分に確認できない容器、塗料や薬品が入っていた容器
- ・特別管理産業廃棄物（廃油・廃石綿等）に該当する廃棄物

火災の発生のおそれのある廃棄物

- ・スプレー缶
- ・発煙筒

中空状態である廃棄物

- ・密閉容器類、パイプ類
- ・ガラスのビン

最大径が 50 cmを超える廃棄物

廃プラスチック類は最大径おおむね 15 cm以上の廃棄物

水銀使用製品産業廃棄物

- ・蛍光灯
- ・バッテリー・電池
- ・水銀体温計、水銀血圧計

水銀含有ばいじん等

石綿含有産業廃棄物

その他、安定型最終処分場に埋立てる廃棄物として不適切と公社が判断したもの

- ・汚れ（油分、有機物質等）が付着した安定 4 品目
- ・木くず・紙くず
- ・農薬・肥料等の袋